

第十回 参議院厚生委員会會議録第三十二号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)午前十一時三十八分開会

- 社会保障制度に関する調査の件 (厚生省職員が放送に関する件)
- 看護婦法の改正の実施に関する件
- 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員(山下義信君) 只今より厚生委員会を開会いたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時三十九分速記中止

午後零時一分速記開始  
委員(山下義信君) 速記を始めます。それでは午前中はこの程度にして暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十二分開会  
委員(山下義信君) 午前に引き続きこれより会議を開きます。日程外でございますが、午前の申合せによりまして、谷口委員の御提唱になりました厚生省職員が放送に関する件を議題に供します。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
委員(山下義信君) 御異議ないと認めます。

○ 谷口彌三郎君 去る五月二十一日の午後一時に、婦人の時間におきまして放送された薬務局の薬務課長中村光三

君に二、三質問をしたいと思います。先ず第一番に、中村課長はこの二十一日の日の午後一時の婦人の時間に放送されましたでしょうか。

委員(山下義信君) 中村君は説明員であります。この際発言を許可いたします。

○ 説明員(中村光三君) 放送を午後一時半の婦人の時間に行いました。

○ 谷口彌三郎君 只今医薬分業と一般に言われております問題につきまして、国会におきまして極めて慎重に審議されておつて、併しなおまだ結論を出しておらんということも御承知でございますか。

○ 説明員(中村光三君) 承知しております。

○ 谷口彌三郎君 承知しております。それでは二、三御質問したいと思います。この放送のうち、例えば従来長い間医薬分業問題がやかましく言われておる。ところがそれがやかましく言われておる元は何かと言えは、開業しておる医師が医薬兼業という従来の習慣を要するといふことが大変困難である。或いは診療上に差支えがあるといふので、お医者様がだん／＼反対をしておられるというようなことを放送されておられますが、実際におきまして、私どもの知つておる範囲におきましては、診療上に差支えがあるとか、なんとかといふのは問題にならず、これは、国民のために、医薬分業をするのは国民のためにならんとする観点から反対されておるといふことを聞いて

おりますが、あなたは診療上に差支えがあるからと言つて放送になつておりますが、実際どうでしょうか。

○ 説明員(中村光三君) 今谷口委員のおつしやいました言葉とは多少違つておると思ひますけれども、私は歴史的な説明として求められたので、そのとき答へましたのは、従来の文献その他を参照いたしました。そして一般の人がわかる、そして短時間に客観的なしやべり方をするという趣旨でしやべつたわけでございます。その中で先ず第一の問題としては、やはり従来その当時明治の中葉頃に、医師会とは申しておられませんでしたが、医師会けれども、医師の側の反対理由としては、やはり一つの医薬兼業というものは我が国古来の良俗であるといふ趣旨と、それからあとと引くために申上げますと、やはり治療の一貫性を欠く、それから診療上兼業で行かなければ困る場合があるといふような御趣旨を全体として言つておられたと思つたのであります。そうして今申上げました二点を、全体引くために言えは、それが今谷口委員のおつしやいましたような、国民生活にとつて、分業といふものは医療上支障がある、国民生活上の問題であるといふことになつておるのであります。この二つに要約されておるといふふう

に考へて話したのであります。

○ 谷口彌三郎君 次にお尋ねいたしますが、私の今申しておることは、これは放送局で放送されましたその原稿を

持つて話しておるのですから、そのおつもりでお答へを願います。第三には、この医薬兼業という医療制度が、どうしても医薬分業の線に変わつて来んのは、お医者さんといふのは、昔からまあ指導的な立場にありまして、より、ですからそのために政治的にもかなり強く、それで法律の改正といふものがなかなか、取上げられぬのであります。というふうなことを言われておりますが、これは医者が政治的に動いたために、医薬分業がこれまで成らんといふようなことを、厚生省の一役人と

してお認めになり、そういうことを放送されたのでしょうか。

○ 説明員(中村光三君) 今谷口委員のお手許にあるその原稿は、放送局で放送をする前に一応脚本を作るわけですから、その脚本を作つて、その脚本を私のほうで見まして、適切でない表現その他当り障りのあるところは削つて、私のほうでいたすわけでありまして、その最初の原文にそういうものが出ておつたわけでありまして、それで私といたしましては、その点を全部削つて、適当な表現に直して、医師の政治的な力、或いは指導的立場といふものは全然一語も放送してございません。

○ 谷口彌三郎君 実は私は中村さんだつたかどうか存じませんが、その時間の放送も私自身聞いておるのでございます。次にお尋ねいたしますのは、これはアナウンサーが申されたのに、医者に診察して頂いて、帰りに窓口ですぐ薬をもらつて来るというのとは非常

に便利であると思つておるというふうなお尋ねの場合に對しまして、中村課長は、一応はそうも思われるが、個々の場合を考へて見ると、お医者さんに見てもろつて薬を調劑してもらうには控室で待たねばならぬ時間があるから、決してそうでもないといふように言つておられますが、一般的に聞きまして、医師のほうでは待つ時間がかかるから、従つてほかのうちに往くのも別に成らんといふような放送をされておりますが、それも事実でありまして

うか。

○ 説明員(中村光三君) 今おつしやいましたような表現にはなつておりますけれども、趣旨は表現より多少違つておると思ひます。私の記憶しておる限りで言いますと、それでは不便ではないかといふアナウンサーの質問がございましたので、私は一応言えはそういう不便を興えるという感じがするけれども、個々の場合に分けて見ると、不便でない便利な場合があると申したのであります。そして、もう少しあとのほうで、併しながら便利、不便といふことで、それについて医薬分業になつたほうが便利であるといふことは断定を下さずに、最後のところでは、便利、不便といふことだけでこの問題は考へるべきではないと思つておるといふことを附加しておるわけでございます。それから、薬局に行けば、診察室で待たないで、すぐ薬をもらえるから便利だといふような直接の断定は下していな

いと思つてあります。

○谷口彌三郎君 只今言われました先のほうの文句のうち、専門家の人間に間違ったない調剤をしようというので、少しぐらい便利とかというふうなことは考えないでいいやないかと、言うために、アナウンサーが命にかかわる大事なことでありますから、足を運ぶくらいのこと、これは考え直さなければならぬというふうなふうな言つておられます。如何にも医者の調剤は間違ひだらけで、而も命にまで関係があるがごとく一般に感じさせるような言葉を使つておられますが、如何ですか。

○説明員(中村光三君) 私はそういう感じを興えるために申しわけではありませんが、受取りようかと思つて、一般にはそういう印象を興えまいということではやべつておるのであります。

○谷口彌三郎君 医薬分業法案というのが成立をいたしますと、医療費が高くなりせんか、どうか、どうだろるかという質問の場合に、中村課長は、それは医薬の報酬を分析して、例えば診察に対する技術料と或いは薬価というものを分けるのであるから、別に医療費が上がるようなことはない、別に医療費が上がるからプラス、マイナスであるというふうなことを放送されておるのですが、どうでしょうか。  
○説明員(中村光三君) 終りのほうがやはり多少違つておりました、その原稿を手許に頂いて直して、大体今までの通りプラス、マイナスで、今まで通りになると思つて、どうも答えをいたして

おります。併しこれは從來この厚生委員会の席上でも政府の当局者が答弁しておりますのを、その方針に副つて答えたわけでありませぬ。

○谷口彌三郎君 厚生次官に質問いたします。御承知のように医薬分業なる問題は極めて重大なる問題でありますから、私も厚生委員会においても極めて慎重に審議しております。従つて医療費が例えは高くなるか、安くならぬか、プラスになるか、マイナスになるか、これはまだ決定の時期に達しておりませぬ。この前の診療報酬調査会、又医薬制度調査会においても、そういうふうなところまで進んでおらなぬだ。それにもかかわらず医療費は安くも高くもならぬか、或いは時間的にどうかという放送を、厚生省の一公務員としてそういうことをするのは、又させるのは極めて不謹慎の至りぢやないかと存じます。次官のお考えは如何ですか。

○政府委員(平澤長吉君) お答えいたします。政府は只今政府案として法律案を出していることは私から申上るまでもございませぬ。従つて政府といたしますれば、この法案を出して、まず決心と責任から申しまして、当該係りの公務員が、例えば放送局その他機関を通じて、国民一般にまでその意のあるところをお知らせするた、適當なルートを経て申出がございませぬ。努めて私どももいゆる民主的にこれを知らせる必要があらうと思つております。従いまして、このたび私の伺つておるところによりまして、いと、私どもの役所には広報課と申しますか、広報係と申しまして、御承知の通り常に行つて、問題について

これを一般国民に周知徹底せしめる仕事を担当しておるところの機関があるのではありません。この機関を通じて放送局から要請がございましたので、それは結構なことであるからということ、このたび放送をいたしたのでございませぬ。併しながら本日この席で伺つておられますと、私の存じ上げておる範囲内におきましては、調査会におきまして、大体において今谷口委員の御説明の事柄は、大体において現状と変りはないであらうというふうな答申があるように私は実は心得ております。併しながら文書をごに持つておられませんから、或いは多少違つておるかも知れませんが、私は実は率直に申し上げますと、さういふ心得でおるのではありません、今課長が申されたことは、恐らくはその線に沿つて話をせられた。即ちこの委員会等においても、政府がこの原案を上げられたこと、この趣旨の範囲内において話をされたこと、私は解釈いたしておるのであります。

これは政府の公務員とすれば、その範囲内においては私は差支えないものだと存じております。

○谷口彌三郎君 私の聞かんとするところは、政府のほうからそれを放送して国民に知らせようとするならば、まだきまつておらん問題でありますから、両方のことをおつしやるのが正当ぢやなからうか。決定された後ならば、それはこのようにまとめおつしやるのは、それは無論のことでありませぬが、まだ決定されておられませんときに、一方だけの申し分を取上げてそれを放送するということ、余りにも偏見でないでしょうか、それがどうもよくないことぢやないかということをお尋ねしているのではありません。

○政府委員(平澤長吉君) 只今質疑応答のございましたのを、途中からでございますが、私も承つたのでありませぬが、私はこの法案が谷口委員のおつしやられるように、決定いたしましたことを普及宣伝するということになしに、現に上げられておるから、その法案の内容の説明ということにおいては、私は差支えないと存じます。併しながら今谷口委員の仰せられたように、一方的な偏見によつてやるといふやうなことが、公務員とすればあり得るはずがないと思つて、併しながら、この法案の内容というものは如何なるものであるか、この説明については、これは公務員とすればして差支えないのぢやないか、かように私は存じ上げる次第でございます。

○谷口彌三郎君 無論公務員として説明をすることは、全体に知らせる上に

おいて非常にいいこととあります。但し私の繰返して申上げますことは、一方のものを言わん、言換えれば、医療費が上る、上るか下るか言うときには、或る方面から調べたところでは上ると言つておる、或る方面からは、別に變らない、プラス、マイナスになると言つておる、それを只今国会において検討されておるのであるというふうなふうなやり方はそれが当り前ぢやなからうかと、どう存じて、又何回も繰返しておるわけですか。

○政府委員(平澤長吉君) 重ねてお尋ねでございますが、この間から御説明申上げておられますように、この法案ができましたところの趣旨は、大体政府がとりましたことは、私よりも一層御存じの通り、この調査会の結論というものが、大きく政府といたしますれば、取上げられまして、この法案が出ておるのでございませぬ。従つてその底に盛られたところの言葉或いはその内容というところについて、それが基準になつておることと私は解釈いたします。従いまして、その範囲内においての事柄ならば私は御了承を願ふかと思つておるが、併しながら、今医薬分業のこの重大なるところの問題が、ありまして、放送局からの要請と申しますか、お話しは、薬事課長でありませぬ。従つて政府の公務員といたしますれば、例えば薬事課長でございませぬ。併し、或いは薬務局長、医務局長、医務課長、それは政府の役人といつたしますれば、公正妥当でなければならぬと思つて、併しこの法律の出しまし

明をすることは、全体に知らせる上に

おいて非常にいいこととあります。但し私の繰返して申上げますことは、一方のものを言わん、言換えれば、医療費が上る、上るか下るか言うときには、或る方面から調べたところでは上ると言つておる、或る方面からは、別に變らない、プラス、マイナスになると言つておる、それを只今国会において検討されておるのであるというふうなふうなやり方はそれが当り前ぢやなからうかと、どう存じて、又何回も繰返しておるわけですか。

○政府委員(平澤長吉君) 重ねてお尋ねでございますが、この間から御説明申上げておられますように、この法案ができましたところの趣旨は、大体政府がとりましたことは、私よりも一層御存じの通り、この調査会の結論というものが、大きく政府といたしますれば、取上げられまして、この法案が出ておるのでございませぬ。従つてその底に盛られたところの言葉或いはその内容というところについて、それが基準になつておることと私は解釈いたします。従いまして、その範囲内においての事柄ならば私は御了承を願ふかと思つておるが、併しながら、今医薬分業のこの重大なるところの問題が、ありまして、放送局からの要請と申しますか、お話しは、薬事課長でありませぬ。従つて政府の公務員といたしますれば、例えば薬事課長でございませぬ。併し、或いは薬務局長、医務局長、医務課長、それは政府の役人といつたしますれば、公正妥当でなければならぬと思つて、併しこの法律の出しまし

明をすることは、全体に知らせる上に

たところの基準というものは、その調査会に結論が得られましたということ、とつて以ていたしたのでございませぬから、その内容において、それに近いことを申し上げたのじやないかと私には考えますが、偏見等であつていたし、まするといふことは公正妥當を欠くこととございませぬので、そういう点については私どもは非常に遺憾の意を表せざるを得ないのでございませぬ。私は只今聞いた範囲内においては、盛られましたところの案によつて立つゆえん、即ちその範囲内におけるところのお話であるかのごとく私は承つておるのではありません。併し仰せられたごとく、何人が考えましても偏見を持つて話されたといふことがありませぬとすれば、それは公務員として思わざるも甚だしい、かように私は存じ上げる次第であります。

○谷口彌三郎君 これ私の質問は終ります、只今次官が仰せられましたように、答申案を主としておやりになつたのですが、答申案にも、別に医業費がプラスになる、マイナスになるといふことは出ておらんのでございませぬ。無論多くは望まれんけれども、医療費の幾らかが上るといふようなことも、あの何には認めておるのであります。そういうようなことも十分考へて、或いは薬事課長が出て行けば一方のことを言ひ、医務課長が出て行けば又一方のことを言ひ、政府は実に、両方の意見を皆が出すようになつてしまつては、国民の信用もなくなりませぬので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 他に御意見ございませんか。

○有馬英二君 只今放送について谷口委員から質問がありました。それについて又政務次官からも御答弁がありましたが、大体においてこの医業分業の法案を出すことそれ自身が、政府が甚だ私には何と言ひませうか、研究をされておらない、甚だ未熟な研究基礎によつてこういう法案を出したといふことを、私は非常に遺憾に思つておるものであります。従つて只今の放送のような、甚だ不謹慎な態度を政府当局の一員が行つたといふことそれ自身、これは政府当局がこの法案の成立つ提出までの経過、それによつて起るところの法案の起草、そういうことについてもつと慎重にしなければならぬと思つておるのではありません。そういう点について只今の放送が誠に我々遺憾である、不謹慎であつたと私は思つておるものであります。この点について政務次官に御所信を伺いたいと思ひます。

○政府委員(平澤長吉君) 政府が本法案を提出するに、甚だ準備その他研究といふものが足りないといふ仰せられ、御意見として承りませぬ、政府といたしましては、ここで大臣からもお話があつたことと存じ上げるのであります。長い時間をおかりしまして、而もこの問題は数十年に亘るところの問題であります。同時に、政府といたしましては、有馬委員の仰せられるように、これは非常に重大な問題でございませぬから、各界の諸君を要請いたしまして、御承知の通り長い時間をかかつて研究をいたしたのであります。従つて私もつまり政府といたしましては、御意見として有馬委員の仰せられれば私は傾聴いたしたのでございませぬ、政府とすれば十分

検討をいたして、この成案を得て出したつもりでおるのであります。なお又第二段の、政府の公務員が発言について特別な意図を以てしたかのような仰せられ、ございませぬ、若しさうな特定した意図によつてやるというようなことがあり、いたしましては、十分事実を調べて、さうなことは決してあらしめざるように心がけなければならぬものと、私今現に決心をいたしておるのであります。併しながら私どもは、そういう特別な意図を以てしたことは、実は先ほど谷口委員に申し上げましたように、ないことと信じておるのであります。十分それらのことについては、本席のみならず、私ども役所の責任といたしまして、なお検討いたして見たいと存する次第でございませぬ。

○委員長(山下義信君) この問題は、あとで同じような問題が起きましたと云ふことにも関係いたしますから、私からも極めて置きたいと思つて、私から、中村薬事課長は先ほどの御答弁の中で、放送局からもちつた原稿は、手許でそれを直したといふ御答弁がありました。その原稿はありますか。

○説明員(中村光三君) 今持つておられませんけれども、役所に帰ればあります。

○委員長(山下義信君) それからその放送は、大体上司の命令で放送したのですか。或いはあなたに直接交渉があつて、上司の許可を受けられましたか。その放送するまでの手続はどういうふうになつておりましたか。

○説明員(中村光三君) この放送は、放送局のほうから厚生省の広報係のほうに話があつたわけでありまして、そ

うして広報係では、薬事課長がこれは専門だということ、私のほうに話を流して来たわけでありませぬ。それで私は、法案の範囲内においていろいろと趣旨の御説明をすることは、政府の今まで取りきめられた範囲内で話すことは差支えないといふ私の実は判断で、正式の上司の許可はとらずにいたしたわけでありませぬ。

○委員長(山下義信君) 薬務局長は、この放送については事前に何も知りませんでしたか。

○政府委員(慶松一郎君) このことにつきましましては、只今薬事課長が話したように、放送局から厚生省総務課広報係を通じて話があつたのでございませぬ。で、このことにつきましては、中村薬事課長から私に、こういう放送をするという話がございまして、そこで私は中村薬事課長に、この問題は目下非常に慎重を期すべき問題であるが故に、どうか慎重に且つ客観的にのみ一つ話をするようにということをお願いいたしました。併し私の知つておりました範囲におきましては、中村薬事課長は平素から極めて慎重冷静な人物でありまして、その点につきましては、私は十分信頼いたしておるのでございませぬ。従いまして、その意味で同課長が放送されたことにつきましては、

○委員長(山下義信君) 中村課長は、最前上司には相談しなかつたといふこととございませぬが、今の局長の答弁を食い違ひがあるのであります。どうですか、訂正されますか。

○説明員(中村光三君) 私は先ほどは正式な許可は得なかつたといふふうに申し上げたわけがございませぬ。その意味は、要するにお伺ひ見たいなもの、役所の正式な文書の他に、口頭によつて正式な許可は得なかつた、口頭ではそういう話をしたわけがございませぬ、許可といふふうに御質問がございましたので、いわゆる正式な許可といふものは得ておらなかつた、こういう御返事をしたわけがございませぬ。

○委員長(山下義信君) わかりました。平澤政務次官に伺ひませぬ、国会で審議中の問題は、私どももいたしましては、常識なり、社会通念としまして、これは政治問題であると存じませぬ、次官の御見解は如何でございませぬか。

○政府委員(平澤長吉君) 委員長の通りに私も考へませぬ。

○委員長(山下義信君) 政務次官の最前の御説明の御趣旨は、私どもよくわかるのでございませぬが、厚生省の事務官が言論をいたします範囲内は、政治問題に及ばないことが国家公務員法の命じておるところではないかと思つたのであります。それでいふ、厚生省

が、これに對しまする解説なり或いは話なりを放送乃至は原稿に執筆いたしますことにつきましては、むしろこの点大変結構なことに私どもは存じておる次第でございませぬ、大体におきまして、從來この点間違ひはなかつたと私は存じておる次第でございませぬ。

○委員長(山下義信君) 中村課長は、最前上司には相談しなかつたといふこととございませぬが、今の局長の答弁を食い違ひがあるのであります。どうですか、訂正されますか。

○説明員(中村光三君) 私は先ほどは正式な許可は得なかつたといふふうに申し上げたわけがございませぬ。その意味は、要するにお伺ひ見たいなもの、役所の正式な文書の他に、口頭によつて正式な許可は得なかつた、口頭ではそういう話をしたわけがございませぬ、許可といふふうに御質問がございましたので、いわゆる正式な許可といふものは得ておらなかつた、こういう御返事をしたわけがございませぬ。

○委員長(山下義信君) わかりました。平澤政務次官に伺ひませぬ、国会で審議中の問題は、私どももいたしましては、常識なり、社会通念としまして、これは政治問題であると存じませぬ、次官の御見解は如何でございませぬか。

○政府委員(平澤長吉君) 委員長の通りに私も考へませぬ。

○委員長(山下義信君) 政務次官の最前の御説明の御趣旨は、私どもよくわかるのでございませぬが、厚生省の事務官が言論をいたします範囲内は、政治問題に及ばないことが国家公務員法の命じておるところではないかと思つたのであります。それでいふ、厚生省

の関係職員が広報的に御説明になりま  
すことは、すでに行政府に渡りました  
問題について御解説なり或いは御説明  
になるのが至当でありまして、目下政  
治問題になつております問題につい  
て解説を加え、或いは批評に亘る範圍  
内ということになりまして、一つの政  
治言論、政治行動に觸れる虞れがある  
のではないかと思ひますが、政務次官  
の御見解は如何でしょうか。

○説明員(中村光三君) 委員長のお話  
の通り、公務員といたしまして、政治  
上の問題を批判をいたして、それを放  
送等いたすということについては、委  
員長の見解と同様でございます。

○委員長(山下義信君) 本件につきま  
して如何取計らいますか。御意見  
ございせんか。それによつて、これを  
以て終結したものとしてよろしうご  
ざいせんか、或いは更に御調査に相成  
りますか。

○委員(山下義信君) それでは本件  
はこれを以て終結したものと決定いた  
しました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員  
から御提出になつております看護婦  
法の改正に関する厚生省職員の見解に  
關する件を議題に供します。

○藤原道子君 私には先日質問いたしま  
したとき、厚生省としては調査をす  
るといふお話でございましたので、久  
下さんからその後の調査の経過をお伺  
いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝次君) 前回は申上  
げました通り、衆議院厚生委員会にお  
きまして、厚生委員長から本件に關し  
ます厚生大臣の調査報告書の提出を要

望せられましたので、その要求に基き  
まして調査いたしましたものが手許にござ  
います。これを基礎にして申上げたい  
と思ひます。

當時のお話は、厚生省医務局看護課  
の職員、公開の席上における看護婦  
制度、看護婦法改正の問題についての  
発言についての調査をしるというに了  
解をいたしましたので、医務局の当該  
関係者以外の者を以ちまして、正式で  
はございせんけれども、調査委員を  
命じて、調査いたさせましたので  
あります。その結果を取りまとめまし  
て、決裁を経ました上、一昨二十三日  
に衆議院厚生委員長に報告書を提出し  
ました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、  
報告をいたしました向きと申しまし  
るか、やり方につきまして申上げて置  
たいと思ひます。私どもが只今よう  
な要求を受けまして、早速看護課の課  
長以下関係の職員を調査いたしました  
ところ、公開の席上での問題に觸れ  
て説明をいたしましたのは、先ず最初  
は看護課の看護婦係長をしておりま  
す。須古都という厚生技官がおります。

これが四月の十三日の東京国立第一病  
院におきます関東信越地区の幹部看  
護婦講習会におきまして、講習の一項  
目といたしまして、改正法律の内容の  
説明をいたしましたことがあるのでござ  
います。これが一つであります。その二  
つは四月二十九日、日本助産婦看護婦  
保健協会の総会が三日に亘りまして  
ございました。この第一日に金子看護  
課長が法案の改正の概要について説明  
をしたことがございます。同時にその  
翌日だつたと思ひますが、同じく日本  
助産婦看護婦保健協会の看護婦部全

におきまして、先ほど申上げました、厚生  
省医務局看護課看護婦係長厚生技官須  
古都が改正法によりまして、いわゆる  
認定講習の予算につきまして質問があ  
りましたので、個人の立場として説明  
を申し上げるということ、説明をい  
たしました、そのことがあるのでござ  
います。大体公開の席上で関係者が発  
言をいたしましたのは、私どもの調査  
いたしました限りにおいては、以上の  
三回になつておるのでございます。こ  
の三回のうち、日本助産婦看護婦保  
健協会の総会並びに看護婦部会にお  
きましてこの両関係者の述べた内容  
につきまして、日本助産婦看護婦保  
健協会の速記録がございました。た  
が、日本助産婦看護婦保健協会の  
御承認を得まして、その内容を頂いて  
参り、それをそのまま資料として添付  
をいたしておるのでございます。もう  
一つの関東信越地区の幹部看護婦の講  
習会における発言につきまして、講習  
会のことでもございまして、速記はご  
ざいせん、そこでこの調査につきま  
しては、当時その講習会に出席をいた  
しました外部の他の看護婦に対しまし  
て、私のほうから出向いて、質疑応答  
の形式で発言内容につきまして調査を  
いたしましたものを添付をいたしました  
のでございます。全部に亘つて読み上げ  
ますと、長時間に亘ると思ひますので、  
大体のことを申上げ、特に御質疑の点  
に關係の深いところにつきまして、発  
言の内容を速記録等によりまして、そ  
のまま朗読をいたしまして、御参考に  
供したいと思ひます。先ず金子看護課  
長の日本助産婦看護婦保健協会の総  
会においての改正法案の説明でござい

ますが、私どもが全部を縮密に検討い  
たしました結果、御質問にありました  
ような懸念のある発言は発見されな  
かつたのであります。ただその中に若  
干気になりますのは、こういう発言が  
されておるところがございます。この  
法律の改正案は本当の一部改正でござ  
いまして、全面的な改正になつており  
ません、よく読んで申上げますと、お  
わかりになります。未解決のもの、未  
完成と申しますか、未解決のものがた  
くさん残つております。それでこれは  
そのまま決定というわけではござい  
せん、どうして、近い将来にお  
いても一度改正が行われなければな  
らないというふうな発言がございま  
す。この点は今の看護課長から聴取書  
をとりまして、本人が如何なる意味で  
この言葉を述べたかということとを本人  
の陳述をとつたのであります。それが  
朗読いたしますと、それは「今回の  
改正がありまして、まだ未解決の点  
が多いので、近く又法律改正を行う必  
要がある」と述べたこととあります。  
これにつきまして金子看護課長は、  
「今回の改正で旧看護婦規則による看  
護婦についてだけ認定講習の途が開け  
たのであります。いわゆる既得権者  
である保健婦と助産婦につきまして  
も、本年九月より施行に關し同様に改  
正し、その是並を揃える必要があるの  
ではないかと考えたからでございます。  
」と、こう述べておるのであります。  
「即ち看護婦につきましては、既得  
権者について認定講習の制度がござ  
いますけれども、保健婦、助産婦につ  
いては、さうな制度がまだ今度の改正  
で未解決のまま残つておるといふ意味  
で申したのでございまして、これは私

もその通りであると考へます。後  
に大臣から總括的な意見を申上げま  
すように、別にそれ以外には看護課長  
の発言の中には、何らお尋ねにありま  
したような国会を誹謗するとか、或は  
国会の権威を否認するといふような意  
味においての発言は全然認めないと思  
ひます。

それから須古係長の二回に亘る発言  
でございまして、先ず第一は、国立第  
一病院の講習会におけるものでござ  
います。これにつきましては、先ほど申  
上げましたように、受講者のうちの二  
人の者から質疑応答の形式で聴取書  
をとつたのでございます。一人は東京共  
済病院の三上勝榮という看護婦でござ  
います。その聴取書は極めて簡單であ  
ります。その全文を朗読いたします  
が、「講習の内容は主にどんなものでし  
たか。」という問に對しまして、答「国  
家試験を主として話されました。それ  
と認定講習のことでした。」問、「認  
定講習についてはどのような説明があ  
りましたか。」答、「十三年の問題、  
今までと異なり私費で行くことになる  
だろうという話などが主でした。」  
問、「認定講習について、それが事実  
上実施が困難な面があるから、従来通  
り国家試験を受けねばならないとい  
うような話がありましたか。」答、「認  
定講習について九月一日から実施する  
ような手続を進めねばならないとい  
うお話はありましたが、国家試験のほう  
が手取り早いだろうと言われまし  
た。」問、「改正法制定の経過につ  
いて、特に国会側の意向がどうだつたか  
というふうな説明はありましたか。」  
答、「そういうお話は特別なさらな  
つたように思ひます。」問、「改正法

は内容の点から種々無理があるので、近く又改正しなければならぬというような話はありませんか。答、「そのういふ話はありませんでした。改正法が九月一日から実施されるということだけ聞きました。」問、「その他国会の動き、国会側委員の意見等につき説明がありましたか。」答、「国会のほうはどうだというようなことは聞きませんでした。以上の通りに相違ありません。」答弁者三上勝榮の捺印がございませぬ。本文はこれは衆議院厚生委員会の方に提出いたしました。

もう一人は済生会中央病院に参りまして、看護婦松本はつとというかたから、同じ内容を同じような趣旨で質問をいたしました。答、「そのう、そのうの關係ありそうな一部分だけを讀んで見ますと、問、「法律制定の経過等についてはどのような説明がありましたか。」答、「法律改正の動機となつたのは國家試験の問題からであらうとお話であり、その他甲、乙二本建の点、乙種が仕事の制限を受けている点などから批判が起つたように思われると話され、このことは日教組、衆議院、参議院、三協会で始められたものであるというお話でした。」問、「国会のほうの意向なりについて御批判されるようなことがありましたか。」答、「そのういふことはありませんでした。」かようなことを松本はつとさんには申してあるのでございませぬ。

それから最後に昭和二十六年四月二十九日の日本助産婦看護婦保健協会の看護婦部会における須古係長の陳述の内容を申上げることになります。これは恐らく部会長をしておつた井上澄江さんというかたからだつたと思ひ

ますが、質問がありまして、この質問の要旨は、このたびの法律が変更することにつきまして、厚生省の看護婦りのかたといつたしまして、この講習会にどのような予算的措置を以て臨まれたか、幸い厚生省の須古係長が見えておられますから、その点お伺いしたいと思ひますという質問がありましたので、そのういふ井上という会員の質問に對しまして、篠崎という議長さんが、只今の御指名で須古先生の御説明でございませぬとお話を願いますという、このういふ要求がありましたので、係長が次のように申しておられます。途中は説明を省略する部分は御了承願いたいと思ひます。「御指名がございましたので、止むを得ず壇の上に乗つたものであります。併し私は今日一會員としてこの会場に臨みましては、厚生省の係長として臨んだのではないというこ

とをばつたり御了承頂きたいと思ひます。」このういふ前提をおきまして、「再教育の予算をとることが非常に困難である。厚生省から毎年毎年多額の予算の要求書を大蔵省に提出いたしておられますけれども、認められておるものは極めて少額である。併しながらなお自分たちは努力しておる。」というういふことを述べまして、「看護婦さんにおいても本間に世間から認められるようにやつて頂きたい。看護婦さんの再教育とて、結局國民の尊い税金から出すものであるから」というういふことが述べ申述べられておるのでございませぬ。そのういふしまして、その後、御懸念になるような問題にちよつと触れておるのであります。趣旨をそのまま朗読することになります。

「勿論課長初め局長の全部、大臣から、この看護婦の補習教育に予算をとることについては全力を盡しますけれども、今申上げましたように、皆さんの考えを根本から変えて頂かなければとれないということをばつたり申上げて、それからこの法案も九月に実施するものでございませぬから、今懸念に研究をいたしてあります。同時にこの法案が研究会或いはその他の医療組合の圧力によつて通りました法律でございませぬということも一応御承知願いたい。そしてこの圧力で通つた案でございませぬが故に非常に困難もございませぬ。それでですから、この研究会のかたもそ

うじやありませんか。協会の研究会のかたも又一生懸命に御盡力下さいました。若し委員会が通ればよろしいということは、尤も結論はまだ委員会のほうも厚生省のほうも考えなければならぬ問題でございませぬ。どうぞその点を考慮して、そうしてみんなで力を合せて、皆が不当に心から自分たちの質の向上のために、又延いては社会の保健衛生のために、又これから自分たちの時代より先の時代のためになるのだということを考へて、そしていろいろ／＼なことを討議して頂きたいと思ひます。この機会を與えられまして、このことを非常に感謝します。」となつておるのでございませぬ。この発言につきましては、御指摘の通り若干表現として勿論不適当な点がありましたので、本人が如何なる趣旨でこれらの発言をいたしましたかということにつきまして、本人の聞き取りをとつたのでございませぬ。その部分だけを朗読いたして見ます。「次に看護婦部会総会に

おいての発言でございませぬが、このたは厚生省の職員としてではなく、一協会員として出席いたしておつたのでございませぬ。然るに認定講習の予算についての厚生省の説明を求められまして、公の意見としてではなく、一協会員として個人的な所見を述べることとをあらかじめお断わりをいたして発言を行なつたのであります。その発言におきまして、私が後で気がかりになりました点は、私は認定講習の制度は研究及び医療組合の圧力によつて生まれたものであるというのを申しました点でございませぬ。併しこれは研究会及び医療組合の熱心な要望によつて、このういふ制度が誕生したものであるという意味でございませぬので、御了承願いたいと存じます。」云々とありまして、併しすべての発言を通じまして、国会の権威を傷つきますようなことは決して発言しておりませぬ。ただ言葉の用い方が適當でなかつたために誤解を招きますようになつたことを重々お詫言いたしまして共に、今後は十分注意いたして発言いたしたいと存じます。かように本人は陳述いたしておるのでございませぬ。なおこの点につきましては、本人の陳述がまだ幾分不十分でありましたので、実は私自身直接本人に、その後この報告書を作り直したあとで質問をいたしましたところ、結局この前後を通じまして、自分としては専ら予算の獲得が非常に困難であるというのを言いたかつたのであつて、通常の場合にこういふことを、先ほどのういふ発言をいたしまして、たのは、事務的に財務当局と十分に打合せをする暇もなく法律になつてしま

つたので、その後の経過に徴して、なか／＼大蔵省が追加予算を通してくれないので、十分なことができないので困つておるというういふ意味のことであるということをおつたのであります。これはちよつと余分でございますが、附加えて申上げて置きます。

かようにいたしまして、厚生大臣がこれらの資料全部を検討いたしました結果、最初に申上げましたように、五月の二十三日に衆議院厚生委員長宛に出しました報告書、総合的な意見の……、これは全文朗読をいたして見たいと思ひます。「衆議院厚生委員長宛、厚生大臣臨時代理、医務局看護課長及び看護課職員の見解内容に関する調査について。五月十九日衆議院厚生委員会において厚生大臣に要求のあつた標記の件について別紙の通り報告する。」別紙を讀みます。

「医務局看護課長及び看護課職員の見解内容に関する調査書」という見出しを付けて、「厚生省医務局看護課長及び看護課職員が今回の保健婦助産婦看護婦法の一部改正について発言した内容について調査したところ次の通りである。

先ず看護課長の発言についてであるが、看護課長は四月二十八日神田共立講堂で開催された日本助産婦看護婦保健協会の総会において、今回の法律改正の経過と要旨について発言したのであつて、発言内容の詳細については未定稿のまゝ日本助産婦、看護婦、保健婦協会の承認を得て抜萃した総会速記録(別紙第一)は、これは先ほど要点だけを讀みましたものでございませぬが、

参照されたい。併しこの発言のうち例  
えば今回の法律改正があつてもなお未  
解決の問題があるので、近く法律改正  
を行う必要があると述べているが、こ  
れは看護課長の陳述書(別紙二)の通  
り。いわゆる既得権者である保健婦助  
産婦についても看護婦と同様に措置す  
るよう考慮する必要があることを意味  
するものと認められる。なおその他の  
看護課長の発言においても、いやくも  
国会の権威を傷つけるようなことは  
ないと思料する。

次に看護課職員の見解についてであ  
るが、最近同課員が今回の法律改正に  
ついて触れたのは、同課の看護係長で  
ある須古技官の二回に亘る発言であ  
る。その第一回は四月十三日国立東  
第一病院において関東信越地区看護婦  
指導者講習会において、別紙三の受講  
者に対して行なつた改正法律に関する  
説明であるので、この説明において須  
古技官が国会の権威を傷つけるような  
内容のなかつたことは、本人の陳述書  
(別紙第四)及び同日の受講者中三上勝  
榮及び松木はつゝ両氏に対する質疑応  
答(別紙第五、第六)の通りである。須  
古技官が行つた第二回の発言は、四月  
二十九日法政大学講堂で開催された日  
本助産看護協会看護婦部会における  
ものであるが、この会合において須古  
技官は、認定講習の予算についての公  
的な説明を求められたので、公的な説  
明は不可能であり、一協会員として私  
見を述べること前提として発言を行  
なつたのである。この発言のうち、今  
回の法律改正は、研究会や医療組合の  
圧力によつて行われたものであるとい  
うような部分があるが、これは本人の

陳述書にも明らかな通り、悪意ある発  
言とは認められない。その他別紙の第  
七の看護婦部会速記録抜萃(未定稿)に  
明らかな通り、国会の権威を傷つける  
ような発言はないと思料する。以上の  
通り調査の結果を総合すると、国会の  
権威を傷つけるような意図があつたと  
は認められないが、表現に適切を欠く  
ところもあり、一部に誤解を招いたこ  
とは遺憾であり、この点については関  
係者一同に今後の注意を促した次第で  
ある。以上が厚生大臣から、衆議院厚  
生委員長宛に提出いたしました報告書  
の本文でございます。

以上を以て私の御報告を終わります。  
○藤原道子君 私のみ今の御報告の中  
で、一つ伺つて置きたいことは、済生  
会病院、共済会病棟の三上勝榮と松木  
はつゝをその参考人にお選びになりま  
したの、どういふ関係でそのお二人  
をお選びになつたか。

○政府委員(久下勝次君) 時日が十分  
ございませんでしたので、先ほども申  
しましたように、土曜日の午後御要求  
を受けまして、月曜と火曜の二日に亘  
つて只今申上げました資料を作成いた  
さなければなりません。遠い所まで行  
つてお聞きする余裕もございません  
し、又多数のかたの御発言の内容を  
聞くというふうな余裕もございませ  
んでした。この二人をお選びしたの  
は、別に具体的などういふこととい  
はなかつたのでありますが、たゞいろ  
いろな関係を考慮いたしました。特に  
大きな病院、国立でありますとか、日  
赤でありますとか、大きな病院をお選  
びますよりも、この程度の看護婦さん

選んだならばという軽い気持ちで、而も  
手近に東京都内にある病院の看護婦さ  
んで、当日出席をいたしました名簿も  
わかつておりますから、その中から適  
宜お選びしたので、深い意味はござい  
ません。  
○藤原道子君 それではお伺ひいたし  
ますが、看護課長は、公開の席上でお  
話になつたのは、只今次長からお話の  
あつたところ以外ではお話になつたこ  
とはございませんか。金子課長に少し  
お伺ひしたい。

○委員長(山下義信君) 御質問下さ  
い。  
○藤原道子君 それでは金子課長にお  
伺ひいたしますが、国立病院の看護婦  
指導者講習会においてになつて、お話  
になつたことはございませんか。  
○説明員(金子光君) ございません。  
私はあの開講式のときには参りました  
けれども、講習中には参りませんでした  
が、ごさいませんで行つておりました  
ん。

○藤原道子君 私はこの問題は非常に  
重大でございませんで、今の次長から  
の報告の中にも、圧力によつて通つた  
法律案だといふようなことも不穏当で  
ないといふことあれば、何とか言わ  
んやであります。それと同時にこの問  
題を明らかにして頂くために、関係者  
を証人として喚問して十分調査したい  
と思ひます。その前に金子さんにお伺  
ひたいのは、この看護婦指導者  
の講習会、開講式だけ存じませんけれ  
ども、その席上で、代議士といふもの  
は必ずしも正しい法律を作るものでは  
ない、本當に看護婦のためを思つて作  
つたものではなくて、思想の悪い団体

に頼まれると絶対にそれを通さない  
選挙に響くから、それで法律改正をや  
つたと涙ながらにお話になつたので、  
非常にそこにおる看護婦さんたちがあ  
なたに同情して、えらく騒いだことが  
ある。そしてこの悪い団体とあなた  
の言われた研究会に關係する人々が、  
その病院内において、同僚からあたか  
も仇のごとく扱われて非常に迷惑して  
おる事実がございませんで、そういうこ  
とは絶対にお話になつた覚えはないの  
で、ごさいませうか、どうぞ私は金子  
さんをいじめるつもりはないので、ご  
さいませうから、率直に二つ御答弁願いま  
す。

○説明員(金子光君) 関東信越地区の  
指導者の講習会は、たしか一月か一月  
の中頃から始めたと思ひます。三カ月  
の講習でございまして、四月の幾日か  
に終つております。私が参りましたの  
はその開講式でございまして、一月の  
半は過ぎてございませんで、まだこの  
法律の問題は、御承知のようにいろ  
いろ御研究の途中でございませんで、  
で、そういうことを私が申すはずはな  
いと思ひますし、又私はそういうこと  
をこの講習会で申しました覚えはござ  
いませんで。

○藤原道子君 私の聞いておるところ  
では東二でお話になつたと聞いてお  
る。それからあの法律が通過いたしま  
した直後におかれまして、あなたが関  
係者を集めて、どうした法律が通つた  
ことは残念である。今後法律の通過  
を通じて婦人議員なんていうものは大  
したものでない、これからの選挙には  
相当考えて選挙しなければならぬとい  
うことを痛感したといふことを言わ

れた。そしてそのことを私は明らか  
に聞いておるのでございませんで、それ  
に対しては覚えがないとおつしやるの  
でございませうか。  
○説明員(金子光君) 先ほどの東二で  
というお話でございませんで、お言葉を  
返すやうで恐縮でございませんで、東二  
ではそのときの講習会の宿舎を願ひ  
してございませんで、お願ひがてら  
東二には参りましたけれども、東二か  
ら再三看護婦たちに話をしてくれとい  
う御注文がございませんで、私時間が  
ございませんで、悪いと思ひましたけ  
れども、まだ一度も東二には行つてお  
りませんで。それから二番目の件でござ  
いませんで、法律が通つてすぐ集めた  
と申されましたのは、御承知の制度審  
議会でございませんで、制度審議会には  
経過を説明して、こういうふうな結果  
になつたのであるから、御了承願ひた  
いと、東局長に御出席願ひつて、そ  
らこまゝと経過を御説明願ひつて、そ  
のあとで私がその話をなお続けまし  
て、そして今回限りで、いろ／＼私  
どもが御研究頂いて有難かつたが、こ  
の制度審議会は一応一段落であるか  
ら、解散したいといふので、解散の集  
まりをしたことがございませんで。そのと  
きにそういうことを申述べておりました  
ので、当日出席いたしましたのは誰  
だか、こちらにその記録が残つており  
ますので、その記録を御覧に入れるこ  
とができると思ひます。

○藤原道子君 それからあの法律が通  
りましたときに、費用がかかる。この  
講習に要する費用は、これから我々も  
努力してとらなければならぬといふ  
ことを、はつきりあのとときに申上げて

おつたはずでございます。関係当局との交渉で非常に困難だということや場合、公開の席上でそういうことを言われる前に、なぜ国会の我々に相談されなかつたかというをお伺いしたい。それから今一つは、助、看、保協会の、只今久下さんから御報告のあつた通り、自弁で云々ということでございますが、そのときに須古さんがはつきりと、国民の血の出るような税金を我々の講習の費用に充てていいものだろうかというようなお話があつた。それに対して出席しておる組合員が、それならば教員の認定講習の費用は国家の予算でやっておるのにとりやうな質問があつた。それに対して、教員の認定の講習は義務教育を担当しておるのだから、当然であるが、看護婦の講習に国民の血を充てるということはどうかと思ふ。その点皆さんも自費でやることを覚悟してもらわなければならぬというやうなことを言われたと聞いておるのでございますが、そういう点はなかつたのでございませうか。

○説明員(金子光君) 予算のことで大変困難をしておりますことは全く事実でございます。それでどうして議員のかたにお願いしてないかというお叱りでございますが、誠に御尤もと存じますけれども、通りましたのが三月三十一日、その後四月は休会になつておりました、先生をお探しますことも困難でございましたし、東京においでになりなさいました先生が多くていらつしやいますので、一生懸命自分たちだけで努力いたしましたのが悪かつたと思ひますけれども、大蔵省のほうへもお

願いをいたしましたして、つい数日前に追加要求のことについて大体の話を申し上げて参りました。ところが大蔵当局では追加を許すということにはつきり言つて頂けないのでございます。それから看護婦部の総会で、自費で以て講習を受けなければならぬことになると言つたという由でございますが、私当日は保健婦部の代議員として出席しておりました。看護婦部の席上にはおりませんでした。私がおりましたというお話が先だつてございまして、これは私出席しておりません。このことは御出席の井上先生も御存じだと思います。そういうやうなことを申したといたしますと、大変不都合でございまして、そのことにつきましては、ここに速記録の概略がございまして、読ませて頂くことにいたしますが、その予算をとることがむずかしいということとを説明するに、国が使う予算というものは国民の税金から出るものであつて、予算をとるのは大変だからということとを説明するために、いろいろと話をしたのだと思ひますけれども、そういうやうな言葉を使ひましたことは不都合であつたと思ひます。なお予算のことでございまして、自費で行くよくなるだろうというやうなことは私も言つてはおりませんので、それはその人が一人でその思ひよつとしたらそういうことになりはしないかと思つて、そう言つたのじやないかと思ひます。実は予算のことにつきましては、大蔵当局との折衝の結果は、私どもはどうしても二十六年の

九月からこれを実施することになつておりますけれども、御承知のように二十六年の予算は既定予算で定められておりました、これに關する予算は一銭も組んでないわけなのです。ですから追加をお願いに行つたところが、大蔵当局では補正予算の見通しが立つておらないから、あなたのほうに追加を許すということにはつきり言えないというのでございまして、何とかしてはつきり言つてもらいたいと思つてねばつて、大変暇がかつたのでございまして、大蔵に追加を確定に認めてやうな努力いたしました。そうしたところが看護婦の予算は小さな予算であります、その中から使えるものもあつたしまして、現在行なつております看護婦再教育の講習会の費用、これを振替えることだけが唯一の方法でございまして、これを認めるということとでございまして、二十六年の九月からは、認定講習をいたします予算として、従来の講習会の費用を振替えることにいたしました。

○藤原道子君 簡潔にお願いいたします。○説明員(金子光君) そういうことに話を付けて参りましたが、そういうことでございまして、私どもの考えとしては、個人に費用を負担させて今度の講習をいたすということは今考えておりません。○藤原道子君 重要な審議もあります。九月からこれを実施することになつておりますけれども、御承知のように二十六年の予算は既定予算で定められておりました、これに關する予算は一銭も組んでないわけなのです。ですから追加をお願いに行つたところが、大蔵当局では補正予算の見通しが立つておらないから、あなたのほうに追加を許すということにはつきり言えないというのでございまして、何とかしてはつきり言つてもらいたいと思つてねばつて、大変暇がかつたのでございまして、大蔵に追加を確定に認めてやうな努力いたしました。そうしたところが看護婦の予算は小さな予算であります、その中から使えるものもあつたしまして、現在行なつております看護婦再教育の講習会の費用、これを振替えることだけが唯一の方法でございまして、これを認めるということとでございまして、二十六年の九月からは、認定講習をいたします予算として、従来の講習会の費用を振替えることにいたしました。

ときでございますので、私はこの問題をもつと徹底的に調べたいと存ずるのでございます。なぜかと申しますと、私が全然連絡のない病院へ講演に参りますと、その看護婦さんたちの質問の中に、今度の講習は自費でやることになるのでございませう、こういう質問なんです。或いは折角作つて頂いた法律で国家試験を受けなければ主任級にはなれないのだというやうなことが言われておる、或いは国家試験は非常にむずかしいものになるから、国家試験を受けたほうがいい、受けることを強要するやうなものが流れて来ておるのでございます。それが私が連絡の無い、全然関係のない病院へ講演に参りましたあとにおいて、そういう質問が出ておるもので、ここであなたに言われない、通譯は出さないと言ふ。併し私たちの耳には入つて来ておりますので、どちらが真偽なりやということとは私は十分徹底したい、それと同時に大臣が、つまりその報告書でございませうけれども、それにいたしましたも、私たちが大臣のその答申報告のお言葉に對しては、了承できないもの数の数を私は受取るのでございまして、私といたしましてはこの席上で押問答いたしましたも、ほかの委員のかたたちにも御迷惑だと存じますので、この点は小委員会も存置されておることとでございますから、そのほうではかように考えます。それから井上さんは幸い助産師協会の会長でおいでになるのです。でございまして、井上さんにも私は責任者としてお伺いしたい点もございませうが、委員長どうし

たらよろしくございませうか。このまま続けると、ほかの人たちがさつきの大蔵の重大な医療分業の問題がございまして、私は伺つておるのでございませう。○石原幹市郎君 小委員会に願ひたい。○委員長(山下義信君) 只今藤原委員からの御提案のように、本問題は小委員会に移しまして、小委員会のほうで御審議になりました結果、必要な証人等の喚問の事柄が発生いたしましたら、本委員会でも手続をとることに御異議ございませんか。○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それでは本問題はこの程度にいたして置きます。

本委員会に御出席になるように要請したいと思ひます。  
○委員長(山下義信君) 政府にその旨伝達いたします。

○委員長(山下義信君) それでは日程に入りまして、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を上げさせていただきます。引續いて御審議をお願いいたします。

○草葉隆國君 これは午前申議談のときからもいろいろ御意見もありませんが、結局先ほど来谷口委員からも、問題は誠に慎重を要し重大な問題であるから、一つの構想の問題についても政府は最も慎重妥当な態度をとらねばならぬというほど慎重を期すべき問題だと考えます。従つて三月の二十四日に提案されましたから相当な期間を経たおられますが、而も参議院が先議という形で審議が進められて来ておる。で、審議でありますから、会期はずでに第一回の延長をいたして、もう明後日で会期は終わらうといたしておられます。更に第二回の延長があるかないかという事は、今から予想できない状態でありまますので、従つてこの問題の参議院としての取扱、この法案の内容よりも……、内容につきましては、従来相当慎重に取扱つて来た、更に最後の場におきまして、参議院として先議の立場にありまます場合に、この法案の取扱をどうするかということが一つの重要な問題と存じます。で、この問題は私どもはいろいろ、参議院におきましては意見が分れておるようでありまますけれども、厚生委員会におきましては、決してそういう立場ではないと存じます。参議院におきましては、如何にも薬剤師、医師のほうの一つの対立のようにならされておる節もありまます。が、厚生委員会では決してそういう態度は、又審議の上にはとるべきものではないから、慎重に全委員の総意によりまして、国民の納得するような取扱ひ方が最も妥当であり、必要ではないか、然るに若しやこのまま進んで参りますと、両院、参議院としての審議は済みましても、それが会期一ぱいになつた場合には、衆議院におきの審議の機会が殆んど失はれる、殊に先には委員長が、衆議院は十分で多数日やはいり頂かないと審議が十分でないという御発言も懇談会では出ておつたのであります。こういう点を見込みながら、これをこのまま進めたいと思はれますと、結局審議未了というところが前提になつてのことになつて来るという疑念を強く印象付けるようなことになつて来て、誠に私ども厚生委員会としては適當ではないのではなかつたかと考へるのであります。従いまし、これはいろいろの意図から、もう少し内容をすべて慎重に審議すべき問題と存じますので、この継続審議という形をとつて、そうして会期が二十八日を以て仮に終りましても、或いは延長になりましても、このいよいよの医療分業の問題を十分検討しながら、参議院としての使命を達する方向で行くということが最も適當であり、妥當ではないか、かように考へままして、この動議を一つお諮り願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 只今の草葉さんの動議に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 只今草葉委員から本案の議事進行に關しまして、本案の審議を継続審査に付すべきとの動議の提出がございました。御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めまます。従いまして医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の審議は、閉会中においても繼續して審査することの要求を議長宛に提出し、その手続は委員長に一任することに御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと決定いたしました。

○中山善彦君 ちよつと待つて、ちよつと待つて……。今の委員長の宣言はちよつとわかりかねます。

○委員長(山下義信君) それでは今一度宣言をいたします。医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の審議は、閉会中においても繼續して審査することとし、要求書を議長宛に提出し、その手続は委員長に一任することに御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと決定いたしました。

○藤森眞治君 動議を出して或る一人が賛成したので、動議は成立しましたけれども、動議としては……併しこれをどうするかという事は、これは当然賛否を問われなければならぬと思ひますが、又仮に委員長が言われる通りにしましても、十分に、今のは余り早過ぎて電光石火であるから、十分に通じておりませんので……。

○石原幹市郎君 委員長、暫時休憩してもらひたい。

○委員長(山下義信君) それではもう一度採決をいたします。草葉委員の動議は成立いたしました。

○藤森眞治君 ちよつと委員長待つた。

○委員長(山下義信君) ちよつと委員長が発言中でございますから、ちよつとお待ち下さい。草葉委員の動議は成立いたしました。従つて本案を繼續審査に付すべしとの草葉委員の動議に御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ございませんか。

○藤森眞治君 動議は成立いたしましたけれども、賛否はまだきまつておりません。賛否を一つ問うてから……。

○委員長(山下義信君) 賛否をお尋ねしたのでございますが、草葉委員の動議に御異議ございませんかと宣告をいたしました。そうしたら御異議ないという声がございました。異議ありの声は聞えませんでしたので、草葉委員の動議を決定いたしましたのでございます。従

いましてその手続についてお諮りをいたしましたのであります。

○谷口彌三郎君 動議はありましたけれども、あの賛否はまだありませぬから、それを一つ決定して……。

○委員長(山下義信君) 委員長は草葉委員の動議は成立いたしましたので、藤原委員の賛成がありましたので、草葉委員の動議に御異議ございませんかとお諮りをいたしましたら、異議ありとの声がありませぬので、所々に異議なしという声がありましたので、御異議ないものと決定をいたしましたのでございます。

○藤森眞治君 動議を出して或る一人が賛成したので、動議は成立しましたけれども、動議としては……併しこれをどうするかという事は、これは当然賛否を問われなければならぬと思ひますが、又仮に委員長が言われる通りにしましても、十分に、今のは余り早過ぎて電光石火であるから、十分に通じておりませんので……。

○石原幹市郎君 委員長、暫時休憩してもらひたい。

○委員長(山下義信君) それではもう一度採決をいたします。草葉委員の動議は成立いたしました。

○藤森眞治君 ちよつと委員長待つた。

○委員長(山下義信君) ちよつと委員長が発言中でございますから、ちよつとお待ち下さい。草葉委員の動議は成立いたしました。従つて本案を繼續審査に付すべしとの草葉委員の動議に御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ございませんか。

○藤森眞治君 動議は成立いたしましたけれども、賛否はまだきまつておりません。賛否を一つ問うてから……。

○委員長(山下義信君) 賛否をお尋ねしたのでございますが、草葉委員の動議に御異議ございませんかと宣告をいたしました。そうしたら御異議ないという声がございました。異議ありの声は聞えませんでしたので、草葉委員の動議を決定いたしましたのでござ

ますか。

○委員長(山下義信君) 採決をいたします。御異議があるようでありませぬから、採決をいたします。

○藤森眞治君 許可を求む

○委員長(山下義信君) 採決についてでございますか。

○藤森眞治君 それに關連して……。

○委員長(山下義信君) 藤森委員の發言を許します。

○藤森眞治君 今私が申上げたように、委員長は宣言は甚だ電光石火で、ちよつと我々頭の悪い者にはびんと了解するのに困つたような点もございませぬ。なお且つこれは今朝来いろいろ懇談会で相談をしたことでもあります。ここで暫らく休憩をして、そうしてそれからの中に賛否を問うなら問うようにして頂いたらどうか。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員長(山下義信君) 採決に入ります前に休憩の動議が出されたのでございませぬが、この休憩の動議から採決いたしました。御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めまます。休憩に御賛成のかたの挙手を願ひます。

○藤森眞治君 多分でございます。

○中山善彦君 十分程度でいい。

○藤森眞治君 大体私は三十分と見ることが要求しますが、早く休憩して

ますか。

○委員長(山下義信君) 御異議ございませんか。

○藤森眞治君 十分程度でいい。

○中山善彦君 十分程度でいい。

○藤森眞治君 大体私は三十分と見ることが要求しますが、早く休憩して



ましまれば早くやつてもいいのですから、大体三十分。

○藤原道子君 御意見は開会までにとめて来るという事になつておつたのですから、三十分は要らないのじやないでしょうか。成べく早く……。

○石原幹市郎君 その前に藤森委員から総理の出席の御要求があつて、それを取次ぐという事を言つておられた。これは医薬分業法案の審議に関連して内閣の責任者の出頭を求められておる。要求があつたのでありますが、この問題と、これをここで只今の動議を採決する問題との関連はどういふふうにか考へられますか、如何がでしょう、それを聞いてからもやりますか。

○藤森眞治君 私は先ほど申述べたように、この重大法案を決定するためにはまだ……討議を続けなければならぬと思ふ。そういうわけで、殊に社会保障制度の問題については、先ほど申述べたようないろ／＼な事情があるから、総理の出席を求めたというので、私はなおこれを審議して行きたいという事で、今すぐにこれを結論を聞いて、或いはすぐにこの結論が出るかも知れない。いろ／＼な場合を綜合して、とにかく総理の出席を求めたい。こういうつもりでございます。

○委員長(山下義信君) 只今休憩時間について御意見を求めておりましたのでございますが、約十分間ぐらいの休憩で御異議ありませんか。

○委員長(山下義信君) 十分間休憩をいたします。

午後二時五十九分休憩

午後三時二十分開会

○委員長(山下義信君) 休憩前に引續いて再開いたします。速記をとめて……。

午後三時二十一分速記中止

午後四時九分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始め……。本日はこの程度で散会いたします。

午後四時十分散会  
出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君  
理事 小杉 繁安君  
井上 なつみ君  
有馬 英二君

委員 石原幹市郎君  
草葉 隆圓君  
中山 壽彦君  
長島 銀藏君  
河崎 ナツ君  
堂森 芳夫君  
藤原 道子君  
常岡 一郎君  
藤森 眞治君  
谷口 彌三郎君  
松原 一彦君

政府委員 厚生政務次官 平澤 長吉君  
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君  
厚生省医務局長 久下 勝次君  
厚生省薬務局長 慶松 一郎君

事務局側 常任委員 草間 弘司君  
会専門員 多田 仁巳君  
会専門員

説明員

厚生省医務局長 金子 光君  
厚生省薬務局長 中村 光三君  
局薬事課長

五月二十五日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は五月十七日)

一、生活保護法の一部を改正する法律案  
一、児童福祉法の一部を改正する法律案

一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

昭和二十六年六月八日印刷

昭和二十六年六月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局